

## 要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年1月28日

要望団体名：岩手県交通運輸産業労働組合協議会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
3 カーブミラーの設置（県道243号、美希病院付近）	美希病院から県道243号までは奥州市道であり、要望のカーブミラーは市道の交通上必要な施設と認識しているため、道路管理者である奥州市に情報提供しました。	B
4 カーブミラーの設置（県道243号と県道237号の交差点）	カーブミラーについては、基準に基づき、見通しの悪い交差点等に必要に応じて設置することとしています。対応について、今後検討していきます。	C
6 道路の補修（県道1号、中央通り）	舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。要望の箇所については、雨天時に現地を確認し、対応を検討していきます。	C

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの</li> <li>・ 市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</li> </ul> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類